

役員等費用弁償規程

平成 23 年 4 月 1 日

公社評議員会規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都中小企業振興公社定款第 14 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）の評議員及び役員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 評議員及び非常勤の役員が、公社の評議員会、理事会、会計及び業務の監査、事業説明会その他公社の運営に関し必要な会合に出席したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、開催地までの最も経済的な通常の経路による往復交通費額とする。

3 監事が、その職務の執行について生ずる費用について、公社に前払又は費用の弁償を請求したときは、その費用を弁償する。ただし、監事は、当該費用の支出に当たっては、経済的な合理性に留意するものとする。

(支払方法)

第 3 条 前条第 1 項の規定による支払いは、評議員会、理事会その他必要な会合に出席する都度、振込又は現金払いにより行うものとする。

2 前条第 3 項の規定による支払いは、当該請求に係る費用が適当でないことが明らかである場合を除き、振込又は現金払いにより行うものとする。

(常勤の役員の旅費)

第 4 条 常勤の役員が業務により出張するときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類、支給額及び支給方法は、事務局職員の例による。

(委任)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 27 日から施行する。